

廿日市市社会福祉施設等物価高騰対策支援金支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、物価が高騰する中であって、利用者に価格転嫁することなく廿日市市内において介護サービス又は障害福祉サービス等を提供している事業者の負担を軽減し、安定した事業運営を維持できるよう支援するため、予算の範囲内において、廿日市市社会福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（支援金の支給対象者）

第2条 支援金は、別表第1欄の事業区分ごとに第2欄の支援金の支給対象となる廿日市市内の事業者（以下「支給対象事業者」という。）に支給するものとする。支給対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 廿日市市内にて令和7年10月1日までに事業を開始していること。
- (2) 申請日時点で事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）を行っていないこと。ただし、申請日時点で事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）を行っており、令和8年3月31日までに再開の見込みがないものは除く。
- (3) 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に、食費に係る利用者負担の額を引き上げないこと。
- (4) 国又は地方公共団体が設置し、運営を行っていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人ではないこと。

2 令和4年4月1日から申請日までの期間に食費に係る利用者負担の額の引上げを行った支給対象事業者において、申請日までに食費に係る利用者負担の額を令和4年3月31日時点の金額以下に引き下げ、かつ同期間に利用者から徴収した食費に係る利用者負担のうち引上げ分に相当

する額を、令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に利用者に返還し、又は引下げ後に利用者から徴収する利用者負担と相殺する等により令和 7 年度中の食費にかかる利用者負担の額を据え置く場合については、前項第 3 号の規定にかかわらず、支給対象事業者として取り扱うものとする。

（支援金の支給額）

第 3 条 支援金の支給額は、別表第 4 欄のとおりとする。

（支援対象期間）

第 4 条 支援金の支給対象となる期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 1 2 か月間とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日数（暦日上の日数。以下同じ。）の合計を 3 0 で除し、小数第一位を四捨五入した月数を支援対象期間から除くものとする。

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 0 月 1 日までに事業の開始をした場合においては、令和 7 年 4 月 1 日から事業開始の前日までの日数
- (2) 申請日から令和 8 年 3 月 3 1 日までに事業の廃止を行う場合においては、事業の廃止日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの日数
- (3) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までに事業の休止を行う場合においては、事業の休止を行った日数

（支給の申請）

第 5 条 この支援金の交付は、規則第 1 6 条の規定による概算払とする。

2 支援金の交付を受けようとする支給対象事業者（以下「申請者」という。）が、支援金の概算払を受けようとするときは、廿日市市社会福祉施設等物価高騰対策支援金支給申請書兼概算払請求書（別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）を別表第 5 欄の申請書提出先に市長が別に定める日までに提出するものとする。

3 申請者は、別表第 1 欄の事業区分ごとに法人単位で申請するものとする。

（支援金の支給決定）

第 6 条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、これを審査し、支援

金の支給決定をしたときは、申請者に対し、廿日市市社会福祉施設等物価高騰対策支援金支給決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、申請者に対し、概算払により速やかに支援金の支給を行うものとする。

（実績報告）

第7条 支援金の支給決定を受けた者は、廿日市市社会福祉施設等物価高騰対策支援金実績報告書兼精算書（別記様式第3号）を令和8年3月31日までに市長に提出するものとする。

（支援金の額の確定等）

第8条 市長は、前条の実績報告を受け、当該実績報告に係る書類の審査等を行った上で、本事業の実績が支援金の支給決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支給すべき支援金の額を確定し、廿日市市社会福祉施設等物価高騰対策支援金支給額確定通知書（別記様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。ただし、確定した支援金の支給額が、第6条第1項により決定した支給額と同額である場合には、規則によらず通知を省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定により支給すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が支給されているときは、その超える部分につき期限を定めて返還させるものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業の休廃止により支援対象期間に変更があった場合
- (2) 申請の取下げがあった場合
- (3) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した場合
- (4) その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明

した場合

(支援金の返還)

第10条 市長は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和4年12月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和5年6月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和6年12月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、令和 7 年 3 月 3 1 日限りでその効力を失う。

(施行期日等)

1 この告示は、令和 7 年 9 月 2 5 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 3 1 日限りでその効力を失う。